

スペイン投資ガイド2018



2018年9月 KPMG Global Japanese Practice in SPAIN

目次

	Page
KPMGグローバル・ジャパニーズ・プラクティス・スペインについて	[3]
欧州・中東・アフリカ地域における日本語対応ネットワーク	[4]
Part 1: スペイン概観	[5]
Part 2: スペインの商法・会計、税法、労働法	[8]
	[9]
税法	[19]
労働法	[31]
Part 3: 欧州地域Update 2018	[37]
各国のIFRSの導入状況 スペイン基準とIFRSの主要な差異	[38]
主要税制比較	[42]
移転価格文書化制度の状況	[46]
Part 4: KPMGスペイン日系企業支援体制	[49]



KPMGグローバル・ジャパニーズ・プラクティス・スペインについて

KPMGについて

KPMGは、監査、税務、アドバイザリーサービスを提供するプロフェッショナルファームのグローバルネットワークです。世界154ヵ国のメンバーファームに200,000名のプロフェッショナルを擁しサービスを提供しております。

日本においてはあずさ監査法人を中心とするKPMGジャパンが、KPMGインターナショナルのメンバーファームとして、世界154ヵ国に拡がるネットワークを通じ、グローバルな視点からクライアントを支援しています。

KPMGスペインは、KPMGインターナショナルのメンバーファームとして、総勢約3,600名のプロフェッショナル擁し、国内主要16都市およびアンドラに事務所を有しています。

Global Japanese Practice (GJP) in Spain

日系企業の海外事業展開をきめ細やかに支援するためのKPMGのグローバル・ネットワークです。

世界の主要36ヵ国75都市に総勢約700名の日本語対応可能な専門家を擁する"Global Japanese Practice (GJP) "を組織化し、グローバル・ネットワークを通じて担当地域の各分野に精通した専門家チームと連携することによりプロフェッショナル・サービスを提供いたします。

スペインでは、1978年にジャパンデスク設置に伴い日本人専門家が常駐し、同国におけるプロフェッショナル・ファームとして、最も古く長い歴史を有しています。

今日に至るまで、豊富な経験とノウハウに基づいた高品質のサービスを日系企業に提供しております。

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス・バルセロナ事務所 シニアマネジャー 飯田 孝一



欧州・中東・アフリカ地域における日本語対応ネットワーク

英国	ロンドン
ドイツ	ベルリン デュッセルドルフ フランクフルト ハンブルグ ミュンヘン
フランス	パリ
オランダ	アムステルダム
イタリア	ミラノ
ベルギー	ブリュッセル
ルクセンブルク	ルクセンブルク
アイルランド	ダブリン
スペイン	バルセロナ マドリード
ハンガリー	ブダペスト
ポーランド	ワルシャワ
チェコ	プラハ
トルコ	イスタンブール
ロシア	モスクワ
アラブ首長国連邦	ドバイ
南アフリカ	ヨハネスブルク







Part 1 スペイン概観

スペイン概観

国名 スペイン

- □ 面積 505,968平方キロメートル (日本の約1.3倍)
- □ 人口 約4,657万人(2017年7月 出所:スペイン国立統計局)
- □ 首都 マドリード
- □ 通貨 ユーロ
- □ 在留邦人 8,023人 (2016年10月 出所:外務省/海外在留邦人数調査統計(平成29年要約版))
- □ 基礎的経済指標 (2018年7月時点)

項目	2015年	2016年	2017年
実質GDP成長率	3.43	3.27	3.05(*)
名目GDP総額(単位:10億ドル)	1,198.4	1,237.8	1,341.0(*)
1人当たりの名目GDP(単位:米ドル)	25,822	26,677	28,359(*)
消費者物価上昇率(%)	△0.50	△0.20	1.96
失業率(%)	22.08	19.65	17.24
経常収支(国際収支ベース、単位:100万ドル)	13,382	23,771	25,617
貿易収支(国際収支ベース、財、単位:100万ドル)	△24,735	△19,224	24,907

出所) ジェトロ スペイン、基礎的経済指標

- 実質GDP成長率、名目GDP総額、1人当たりの名目GDP: IMF "World Economic Outlook Database",
- 消費者物価上昇率、失業率、経常収支、貿易収支: IMF "International Financial Statistics"
- (*) は推定値



政治·経済動向

体制

政体: 立憲君主制

元首: フェリペ6世 (Felipe VI) 国王 (2014年6月即位)

議会:二院制(上院・下院各々任期4年及び解散制度あり)

政府: ラホイ民衆党(PP)政権(2011年12月第1次内閣、2016年11月第2次内閣発足)

首相:ペドロ・サンチェス・ペレス・カステホン (Pedro Sánchez Pérez-Castejón)

政治·経済動向

2008年リーマンショック後に不動産バブルが崩壊してから、スペインのGDP成長は軒並みマイナスとなり、景気後退期に入る。緊縮策や構造改革により、国内総生産のプラス成長や輸出額の好調な伸び、株価の上昇など、2013年終盤にようやく景気回復の傾向が現れ始め、GDP成長率もプラスに転じた。

その後、欧州経済の下振れリスクはあるものの、個人消費と民間投資が原動力となった内需主導の堅調な成長を見せ、2015年のGDP成長率は3.2%と、8年ぶりに3%を超えた。

政府は2018年の実質GDP成長率を2.3%と予測。個人消費と投資拡大による内需の力強さが継続、輸出競争力の向上や好調な観光部門により外需も成長に寄与し続けているとしている。

失業率は、2016年実績で20%を切り、2017年は17.24%まで低下したが、非正規雇用契約の割合が高いことや若年層(16歳~24歳)の雇用促進は引き続き重要課題である。

政治面では、2015年12月の総選挙後の政権交渉が決裂、2016年6月26日の再総選挙にて与党民主党(PP)が勝利したものの過半数に及ばず、政権空白が10ヵ月ほど続いた。2016年10月29日、与党・民衆党(PP)のラホイ首相(暫定)が下院の信任を得て正式に首相に再選され、同年11月4日に議会の承認を得て就任、新内閣の顔ぶれを発表し、第2次ラホイ内閣が発足した。少数単独政権の閣僚人事には、野党や地方との対話とコンセンサスを重視する首相の意向が反映されている。経済関係閣僚は続投となったが、副大臣級のスペイン貿易投資庁(ICEX)総裁は交代した。

2018年6月、不信任案可決で中道左派(PSOE)のサンチェス政権に交代。



KPMG

 Part 2

 スペインの商法・会計、税法、

 労働法

スペイン商法・会計 進出形態 1:法人等の設立

スペインへの進出形態

スペインの商法上の分類による進出形態は、主に以下となる。

- □ 駐在員事務所
- □ 有限会社 (S.L. Sociedad de Responsabilidad Limitada)
- □ 支店

- □ 法的形態を持たない、税務上の恒久施設 (PE)
- □ 株式会社 (S.A. Sociedad Anónima)

それぞれの形態の特徴

SA、SLが基本的に有限責任であることに対し、駐在員事務所および支店はスペインで法人格を持たないため、スペインで活動している本店・非居住法人に直接責任が発生する。 SA、SLにおいては、決算後6ヵ月以内に株主総会で承認された財務諸表を商業登記する義務、支店は本店の財務諸表をスペイン語に公証翻訳し登記する義務がある。 すべての形態において営業活動を行う場合、税務上の要件は類似したものとなる。

設立手続例 (日系企業がSAを設立する場合)

- 1) 商号の確認
- 2) 設立発起人、設立権限の委任状
- 3) SAの役員が非居住者の場合、外国人税務番号の取得
- 4) スペイン国内居住銀行による資本金振込済証明書
- 5) 本社全部事項証明

- 6) 税務当局へ納税番号 (CIF) の申請、仮番号の取得
- 7) 上記の資料を、会社定款とともに会社設立公証証書化
- 8) 設立資本税の免税届
- 9) 商業登記所へ、上記設立公証証書の登記
- □その他、外国為替管理局への通知、税務当局への事業開始に関わる手続、社会保険・労働法関連の届出などを行う。
- □登記手続完了までには約1~3ヵ月を要する。ただし納税番号を取得後、会社業務は始めることができる。



スペイン商法·会計 進出形態 2: M&A

企業買収

株式買収の特徴

- □ 株式を100%購入する買収では、被買収企業の法人格が継続し、総資産と総負債、税制上の債権債務をすべて引き継ぐことになる。
- □ 買い手は、原則として被買収企業の資産を帳簿価格で引き継ぐ。

資産買収の特徴

- □ 買収のための会社を新設の場合、税制上の取扱も新規事業とされる。
- □ 買収資産は市場価格の範囲内であれば、買収価格で償却の対象とすることができる。

合併吸収

スペインでは株式会社の合併に関して、次の2種類の形態の合併を認めている。

- □ 吸収合併
- □ 新設吸収合併(既存会社より新設会社へ、その営業権と総資産を譲渡)

吸収合併の際、被吸収会社のすべての資産と負債が吸収会社に譲渡され、株主は、それ以前に所有していた持株比率に応じて新株式を受領する。

スペイン企業への資本参加/株式取得

株式会社の場合、当然のことながら株主総会における株式票決により当該企業の経営が大きく左右されることを充分考慮し、株式取得による資本参加を行う際の出資比率は、最低で も50%超が薦められる。

企業の買収と合併に関する留意点

企業買収、合併吸収、資本参加のいずれの場合においても、投資価値の評価とともに、その対象企業に対する財務情報の調査は勿論、税務、法務、労働法関連の水面下の負債がないかの調査は必ず行なっておくべきである。これらの調査 (Due Diligence) には、同国の財務、税務、法務、取引慣習に精通した専門家に依頼することが薦められる。多少の費用を要するが、投資後の将来的な安定性確保、減損、追加投資の可能性を減らすための必須事項となっている。



会計基準:会計概念のフレームワーク (1/7)

スペインの会計基準は2007年に改正された。

IFRSに類似した会計概念のフレームワーク (Marco conceptual de la contabilidad) が導入されており、以下その要点について記載する。

1. 財務諸表及びその適正な表示(Imagen fiel)

財務諸表は以	下から構成される:	

- □ 貸借対照表
- □ 損益計算書
- □ 株主持分変動計算書
- □ キャッシュ・フロー計算書(要約版の貸借対照表・株主持分変動計算書・注記を作成する場合は省略)
- □ 注記
 - 財務諸表は明瞭性をもって表示し、利用者の経済的意思決定のために理解し易く有用、かつ企業の財務内容を適正に表示するものでなければならない。
 - 適切な会計要件・基準・方針の適用により、財務諸表を適正に表示しなければならない。
 - ・取引その他の事象は、単に法的形式のみに従うだけではなく、その実質性と経済的実態に即して会計処理され表示される必要がある。
 - 注記によりその理由、企業の資産・財政状態・経営成績に与える影響について十分に説明し、かつ財務諸表の適正な表示を妨げない限りにおいて、例外的にこの会計基準に かかわる法規の適用が不要となる場合もある。
 - ・比較可能性のために、当期末の数値に加え、前期の対応する数値を財務諸表の項目ごとに記載しなければならない。
 - ・同様に、前期の定性情報についても、企業の財政状態および経営成績の適正な表示に重要な役割を果たす場合は記載が必要である。
 - 会計の主体はあくまでも単一の法人であり、当該法人が所属するグループとは独立して財務諸表を作成しなければならないが、それへのグループ間取引等の付随情報の記載を 妨げるものではない。



会計基準:会計概念のフレームワーク (2/7)

2. 財務諸表に含まれる情報の要件

財務諸表に含まれる情報は、	重要性 (relevante)	かつ 信頼性 (fiable))があり、比較可能性	:(comparabilidad)と明	 瞭性 (claridad) の特性	を満たすものでなければなら
ない。						

- □ 経済的意思決定に影響力のある情報は重要である。
- □ 信頼性ある財務諸表とは、重大な誤謬がなく、中立的かつ網羅性を有していなければならない。
- □ 情報の**比較可能性**とは、企業の財務状況や収益性について、ある企業の期間比較や、同一事業年度における複数の企業間の比較が可能であることを意味し、また同種の環境における取引や経済的事象について、同種の(継続的に)会計方針を適用しなければならない。
- □ 明瞭性とは、財務諸表の閲覧者が、経済活動・会社の会計・財務の合理的な知識を基盤に、その内容の入念な検討を通して、経済的意思決定ができることを意味する。



会計基準:会計概念のフレームワーク (3/7)

3. 会計原則

□ 保守主義の原則 (El principio de prudencia):

必ずしも優先されるわけではないが、不確実性の下では保守的であるべきである。

過度の保守性によって、財務諸表の適正表示を損なうような資産評価は容認されない(過大な引当金の計上、資産もしくは収益の過少表示、または負債もしくは費用の過大 表示などが容認されるものではない)。

□ 重要な後発事象の開示:

当期もしくは前期から継続している企業の財政状態に影響を及ぼす事象はもちろんのこと、貸借対照表日後、財務諸表作成日までに発生した同様の事象で財政状態等に影響を与える場合についても、財務諸表上に反映されなければならない。ただし、財務諸表作成日から財務諸表の承認日までの間に認識され、財務諸表の適正な表示に重要な影響を及ぼし得る場合には、財務諸表の修正が必要となる。

■ 継続企業 (Empresa en fucionamiento):

企業がこの前提を適用できない場合は、財務諸表に企業の財務内容を適切に反映するために、最も適切と考えられる評価基準に基づいて作成されなければならず、これを財務 諸表に注記として開示する。

- □ 発生主義 (Devengo): 取引その他の事象の影響額は、現金または現金同等物の収支時ではなく、その発生時に認識される。
- □ 継続性(Uniformidad):

1つの会計事実について2つ以上の会計方針の選択適用が認められている場合、企業は選択した会計方針を継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。 なお、正当な理由によって会計方針を変更するときは、これを財務諸表に注記しなければならない。

■ 相殺禁止 (No Compensación):

基準または解釈指針等で特別に相殺するように求められている、または許容されている場合を除き、資産および負債、費用および収益を相殺して表示してはならない。

□ 相対的重要性 (Importancia relativa) :

相対的に重要性が乏しく、財務諸表の表示に質的・量的に重要な影響を及ぼさない場合は、会計基準が厳格に適用されるわけではない。 相対的に重要性が乏しい財務諸表項目の金額と内容については、これと類似の性質を有する他の項目と合算して表示することが可能である。

□ 会計原則間の対立がある場合は、財務諸表をより適正に表示する原則を優先する。



会計基準:会計概念のフレームワーク (4/7)

4. 財務諸表の項目

貸借対照表

- □ **資産(Activos)**:過去の事象の結果として当該企業が支配し、かつ将来の経済的便益の獲得が期待される財産、権利などその他の資源。
- □ 負債(Pasivos):過去の事象から発生した現在の義務や債務であり、その決済により、引当金を含む、経済的便益を有する資源の減少を生じ得るもの。
- □ 株主持分・純資産 (Patrimonio neto): 資産から負債を差し引いたもの。負債と認識されない株主等による拠出金も含む。

収益と費用

- □ 収益 (Ingresos): 会計期間の株主持分の増加。資産の流入や、資産価値の増大、または負債の軽減などで、株主等の拠出に基づかないもの。
- □ 費用 (Gastos):会計期間の株主持分の減額。資産の流出や、資産価値の減少、または負債の認識または増加で、株主等への配当によらないもの。
- □ 会計期間の収益と費用は、損益計算書に表示される。ただし、株主持分・純資産に直接帰属する場合は、株主持分変動計算書に開示される。

5. 財務諸表の項目についての認識・計上基準

- □ 財務諸表項目の認識および計上は、前述の項目の要件、発生可能性の基準を満たし、かつ信頼性を持って測定できる場合になされる。
- 収益および費用は、各収益項目とそれに関連する費用項目とをその発生期間内に、該当する場合対応表示しなければならない。 ただし、いかなる場合も、資産・負債の定義を満たさない項目からなる収益・費用は計上されない。

会計基準:会計概念のフレームワーク (5/7)

6. 測定·評価基準

- □ 資産 (Activos): 取得原価または製造原価で評価する。
- □ 取得原価 (Precio de adquisición) = 現金または現金同等物による既支払額あるいは未支払額 + 当該資産を事業に供するために直接関係する対価の公正価値。
- □ **製造原価(Coste de producción)** = 原材料およびその他貯蔵品の取得原価 + 製造に係る要素で直接加算可能なもの + 間接的に関連する製造原価に合理的に対応する部分で生産や製造に関わる期間に対応し、製造設備が通常の能力で稼動するレベルで、その資産の使用開始に必要なもの。

■ 負債(Pasivos):

債務と交換した項目の価値で評価するか、取引の通常の過程における交換精算方法により債務を精算するために支払われる現金または現金同等物で評価する。

- □ 公正価値 (valor razonable)での測定
 - トレーディングとして所有する(短期間で売買する)金融資産および金融負債。
 - 売却可能金融資産。
 - デリバティブ。
 - IFRS-EUが設定する範囲内で、規則でそれについて定めるところのその他の金融資産および金融負債。
- □ 規則に基づいて、金融商品と異なるその他資産項目を設定され得る。これらは、常にIFRS-EUの基準に準拠した独自の基準で評価される。
- □ 公正価値 (valor razonable):

取引の知識がある自発的な当事者の間で、独立第三者間取引条件(強制的、緊急、法的精算などでない条件)により資産が交換され、または負債が決済される価額。

- 公正価値とは、流通市場における相場価格である。流通性の低い場合は、評価モデルと適正な評価方法を適用し、公正価値を算出する。
- 公正価値について信頼できる方法がない場合は、償却原価、取得原価あるいは製造原価から評価性引当金を控除したもので測定される。 この場合、注記でその内容と理由を説明しなければならない。
- 正味実現可能価額 (Valor net realizable):

通常の事業の過程における、当該資産の市場での予想売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除した額。



会計基準: 会計概念のフレームワーク (6/7)

- □ 現在価値(Valor actual): 通常の事業の過程における将来の正味現金流入額の現在の割引価値または将来の正味現金流出額の現在の割引価値。
- □ 資産または資金生成単位の使用価値 (Valor en uso de un activo o de una Unidad Generadora de Efectivo) : 通常の事業において当該資産の使用から得られる将来キャッシュ・フローの現在価値。この場合、その売却や処分の方法、その現状を考慮し、リスクフリー・レートに適合させる。
- □ 売上原価(Coste de venta): 資産の売却に直接起因するコスト増加分で、企業がその販売を決定していなかったため、考慮していなかった価格。
 - 含まれるもの: 所有権の譲渡に関わる法的な費用や販売手数料。
 - 含まれないもの: 金融費用、収益にかかる税金、研究・分析費用。

□ 償却原価(Coste amortizado):

金融資産または金融負債の当初認識時に測定された金額 - 元本返済額 + (-) 当初金額と満期金額との差額についての実効金利法による償却累計額 - 減損または回収不能額。

■ 取引費用(Coste de transacción):

金融資産または金融負債の取得、または処分に直接起因する増分コスト。増分コストとは、企業がその金融商品を取得、発行または処分しなかったとすれば発生しなかったであろうものをいう。

- 含まれるもの:仲介手数料、公証人費用(fedatario publico)、金融商品の取得、発行または処分に係る税金およびその他権利料など、報酬および手数料。
- 含まれないもの:金融商品の取得や発行におけるプレミアム割引、金融費用、維持費と内部コスト。

■ 残存価額 (Valor residual) :

陳腐化など資産の耐用年数が到来した時点で、企業が当該資産の売却や処分から受領できると現時点で見込む金額から見積処分費用を控除したもの。

□ 耐用年数(Vida útil):

企業によって資産が使用されると見込まれる期間、または企業が当該資産から得られると期待する生産高もしくは類似する単位数。リース資産の場合は、リース期間もしくは経済的耐用年数の短い方。

□ 経済的耐用年数 (Valor económica):

1人もしくは複数の利用者による資産に関する経済的な使用可能予測期間、または1人もしくは複数の利用者による当該資産からの予測生産高またはこれに 類似する単位。



会計基準:会計概念のフレームワーク (7/7)

7. 一般的に認められる原則と会計基準

- □ 商法及びその他会社法等商法。
- □ スペイン会計基準 (PGC) およびその業種別原則。
- □ スペイン会計士協会 (ICAC) が発行する規則とその他特別適用法。



スペイン商法・会計会計監査のしくみ

商法による外部監査義務の有無は、基本的に法人の規模基準に従う。

スペイン株式市場上場企業、金融・保険業・公的補助金を受け取る企業などは、その規模にかかわらず監査義務がある。

規模基準のガイドラインでは、以下の3つの要件のうち2つについて、連続2年合致する場合、監査義務を免れる。

□ 売上高 570万ユーロ 以下

□ 総資産 285万ユー□ 以下

□ 年間平均従業員数 50人 以下

新規設立企業、組織再編、合併の結果1年でも上記の2つの条件を超えた場合、監査義務が発生する。

監査人の任命は、該当年度末までの株主総会での決議が必要。また、監査人の新規契約期間は3年以上9年以下とされている。 その新規契約期間の後は、株主総会における1~3年までの更新決議が必要。

別に、スペイン国内に支配会社がある場合、規模基準による連結財務諸表作成および監査義務があり、その概要は以下のとおりである。

以下の規模の条件のうち2項目に連続2年合致する場合、連結義務を免れる。

□ 連結総資産 1,140万ユーロ 以下

□ 連結売上高 2,280万ユーロ 以下

□ 年間平均従業員数 250人 以下

さらに、このスペイン支配会社がスペイン以外のEU諸国の支配会社の被支配会社になり、この該当スペイン被支配会社の10%以上を所有する少数株主が連結財務諸表の作成および 監査を要請していない場合、連結財務諸表監査義務を免れるが、この該当会社は、

- □ その上位会社が該当被支配会社、さらに孫被支配会社を含め、連結財務諸表を作成していること。
- □ 該当スペイン被支配会社の単独財務諸表に連結作成義務の免除、その属するグループの支配会社の事業目的、住所を注記すること。
- □ 上位支配会社の連結財務諸表をスペイン語に翻訳、商業登記すること。

などの条件を守ることが必要。



スペインの税法 法人税 (1/4)

法人税: IS (Impuesto sobre Sociedades) の納税義務と税率

- □ スペインに居住する一般法人の法人税率は、2016年度以降は25%(バスク・ナバーラ州は税法が異なる場合がある)。
- □ 中小企業に対する軽減法人税率があるが、企業規模については日系企業の場合、連結規模を考慮する規定のため、ほとんどの場合適用されない。 新規設立法人は2年にわたり15%。
- □ その他特別法人の税率として、
 - 年金基金0%
 - 投資基金
 - 特定その他基金 10%
- 非居住者の税制は、別に定められる。

課税所得

課税対象所得は事業利益、キャピタルゲイン、受取配当、受取利子などである。外国持株会社スキームが存在するが、これについては後述(24ページ・その他 特別税制1)を参照。



スペインの税法 法人税 (2/4)

損金算入について

損金算入のための基本条件は、所得の獲得に必要な費用で、それが会計上記録され、証憑書類の保存が必要。

有形固定資産

- □ 法人税算出のためには、税法が定める産業別償却率の表の範囲内で償却する。定額法の適用が多く、定率法なども認められている。
- □ 資産化の金額的基準はないが、300ユーロ未満の資産は、年度あたり合計2万5千ユーロまで自由に償却が可能。
- 会計上の償却が償却表と一致しない場合は、税務当局の事前認証が推薦される。

無形固定資産

- □ 売買されたのれん (営業権など) のみが20年で定額償却され、減損については2015年以降損金算入不可。 会計原則との違いに注意 (2015年は償却率1%に制限される)。
- □ 商標は10年で定額償却。

ファイナンス・リース資産

□ 一定の範囲で会計上の償却より加速償却が可能。

資産価値の評価損引当金

- □ 貸倒引当金は客先の法的倒産状態や当該債権の支払満期6ヵ月超から可能(ただし関係会社や公的機関は除く)。
- □ 株式等投資資産の評価減は2015年以降、控除不可となった。

偶発債務·費用等引当金

- 一般的に以下の場合を除き控除不可。
 - □ 訴訟関連、補償金など(告訴や解雇などがあることが証明できる場合)。
 - □ 年金の外部積立金で、要件をクリアしたもの。
 - □ 製品補償当金(年間補償費用/年間売上高の過去2年の平均率×補償対象売上残高を限度)。



スペインの税法 法人税 (3/4)

損金算入不可費用

配当、法人税、重加算税・罰金、賭博による損失、贈答品・寄付など(営業活動に伴えば控除可) タックス・ヘブンから受けたサービス、内部年金等積立金、関係会社からの費用 (マネジメント・フィー、研究開発費用)で要件を満たさないものなどがある。

2012年から導入された金融費用の制限

- □ グループ会社間の株式購入、または資本金・自己資本の出資を実行するためのグループ内金融費用の控除制限。
- □ 純金融費用控除額を営業利益の30%に全般的に制限 ("earning-stripping rule") (ここで営業利益は、特定の株式から生ずる配当金を加算した額とされる)。 営業利益額とは無関係に100万ユーロの最低純金融費用が認められる。前述の限度額を超える費用は18年間に渡り繰延相殺でき、また費用が限度額以下の場合のその限度額との差額は5年間限度枠として加算できる。

法人税の申告のタイミング

分割納税として、4月10月12月に申告タイミングがある。

年度申告は決算日から6ヵ月後の翌月の25日まで。3月決算の場合10月25日。

繰越欠損金の将来利益との相殺期間 無期限

2016年度からは100万ユーロまでは自由に相殺可能であるが、2017年度以降は70%という課税所得に対する相殺の限度がもうけられる。年商2,000万ユーロ以上6,000万ユーロ未満の企業は課税所得の50%、年商6.000万ユーロ以上の企業は25%となる。



スペインの税法 法人税 (4/4)

税額控除

税額控除には以下のようなものがある。

- □ 研究・開発への投資: 25%、2年平均投資額を超える額へは42%
 - 研究・開発専属の人件費:17%
 - 技術革新:12%
 - 土地・建物を除く、研究・開発用固定資産:8%
 - ・ 起業家・国際化援助法14/2013 により、当税額控除が2013年以降、損失・控除限度などの理由により適用できず、将来の適用を長く待つ場合、一定の条件(従業員維持、還付額の研究開発への再投資など)をクリアすれば、2015年以降、当年度控除額の80%の金額を、現金還付申請できる制度が設けられた。
- □ スペイン映画への投資:18-20%
- □ 体の不自由な人雇用増加数に応じ:9,000-12,000ユーロ(障がいの度合いに応じ)
- 国内配当、キャピタルゲイン二重課税防止
- □ 国際二重課税防止
 - 税額控除額は単年度の法人税額の一定限度(内容により25-50%)を超えられないが、控除の繰延が(これも内容により) 15/18年可能

その他優遇税制・パテントBOX税制

研究開発拠点として高付加価値を企業に与え誘致を促進することを目的としたパテントボックス税制 (Patent Box Regime) があり、特定の無形資産 (ノウハウを含む) の創作者や所有者に有利な税法である。一定の要件を満すことにより、スペイン会社/恒久的施設は、他社からのパテント使用料、譲渡 (特許権、設計図や模型、図面、処方や機密手続などの権利の使用や譲渡による収入や、商工業権、科学的経験知識などの使用や譲渡による収入) からなる純所得の60%を所得控除出来る。国外からの取得資産は控除額は減額される。

純資産積立金による課税所得減額

当期利益を純資産の充実のために積立て、それを5年維持することを前提に、積立額の10%を減額前の課税所得の10%まで減額が認められる。



スペインの税法 非居住者の税制と租税条約

非居住者所得税法

スペイン非居住者に関するスペイン源泉の所得への課税についての規定。

- □ 非居住者がスペイン内恒久施設 (PE) から得た所得。
 - スペイン企業と同様税率は、2016年度以降は25%。
- □ その他PE を経ずに得た所得。
 - 一般税率:24%
 - > スペインにおける経済活動からの収益、技術援助サービスなどからの対価
 - > 給与所得
 - ▶ その他ロイヤルティー、動産 不動産所得など
 - 配当・金利:2016年度以降は19%
 - 資産売却益、キャピタルゲイン: 2016年度以降は19%

日西租税条約

課税の対象や、居住の定義、軽減税率などについて取り決め。

- □ 配当 15/10% (25% 以上出資)
- 金利 10%
- □ □イヤルティー 10%



スペインの税法 その他特別税制 1:外国株持株会社(ETVE)特別税制

スペイン持株会社特別税制: ETVE (ENTIDADES DE TENENCIA DE VALORES EXTRANJEROS)

投資活動や事業活動から得られる、配当金やキャピタルゲインの所得を還流させる外国企業にとって、EU他諸国と比較しても非常に高い節税効果のある特別税制として、スペイン持株会社税制(ETVE)がある。

スペイン企業の国際化を図るために導入された法人税法第21条海外投資免税規定に加え、この特別税制の定める一定要件を満たした持株会社となった場合、海外子会社からの受取配当やキャピタルゲイン所得については、次に挙げる節税効果を得る。

- □ 海外子会社からの受取配当金は、法人税の課税対象外所得(税率ゼロ)。
- □ 海外子会社の株式等の売却によるキャピタルゲインは、法人税の課税対象外所得(税率ゼロ)。
- □ 同受取配当金およびキャピタルゲインの日本本社への再配当は、源泉非課税。

スペイン経由の国外投資に関わる所得が日本へゼロINゼロOUTで還流できるこの持株会社税制の有利な点として、持株会社を新たに新設する方法は勿論だが、すでにスペイン現地法 人が存在している場合には、下記に挙げる要件を満たしたうえで税務当局へ通知するだけの容易な方法により持株会社となることが可能。

- □ 会社定款に株式の保有と運営が行われることを記載(既存法人の定款に追加可能)。
- □ スペイン国内にその運営実体があること。
- □ 特別税制適用の旨を税務当局に通知する。

スペインの持株会社特別税制は、他EU諸国と比較しても、スペインが持つ特に南米諸国との租税条約との複合効果で有利な節税効果が期待できるため、 現在までにも2,000社余りの米国企業が同特別税制を活用しているといわれている。投資効果を期待する日系企業にあっては、注目の税制である。



スペインの税法 その他特別税制 2:移転価格税制 (1/3)

スペイン移転価格税制の概要

2006年から2008年にかけ法人税法の新たな改正という形で移転価格税制の改正がなされた。スペインにも多くのマルチナショナル企業があるが、それに加え 外国資本企業が多く活動 するスペインにあって、その企業活動に対する法人税算定の法的安定性の確保、および、課税対象所得の国外逃避を防ぐことを目的としており、OECDのガイドラインおよびEU共同移転 価格フォーラムとの協調を意図したものである。

移転価格税法と細則の要点を以下にまとめる。

この改正で導入された最も重要な点は、関係会社間取引に適用されている価格が独立企業間取引価格(市場価格)に沿っていることの証明義務(評価立証)を 納税者(企業) に義務付けるとともに、関係会社間取引に関する取引内容や価格設定のプロセスなど(後記参照)の書類の作成と保管の義務が明文化されたことである。

要点は以下のとおり:

- 対象取引は、関連会社間の国際・国内取引、スペイン法人とその国外恒久施設(支店など)との取引、スペイン内の恒久施設(例えば、日本本社のスペイン支店)と国外関連会社(日本本社またはスペイン国外の関連会社)との取引。
- □ 独立価格比準法 (CUP)、原価基準法 (CP)、再販売価格基準法 (RP)、利益分割法 (PS) に加え、取引単位営業利益法 (TNMM) を評価法の1つとして明記した。
- □ 独立企業原則:比較可能性分析について、その要点を明文化。
- □ 移転価格文書の明細の要件と罰則規定の明文化。
- □ 二次更正についての規定の新設。
- □ 事前合意制度 (APA) のプロセスについて明確化、税務調査がなされていない、未時効の課税年度について遡り適用可能。



スペインの税法 その他特別税制 2:移転価格税制 (2/3)

• ライセンス契約および費用分担契約

• その他の関連する無形資産の譲渡

移転価格文書の要件・形式

2015年7月11日にスペイン法人税法規則RD634/2015が発布されており、2016年1月1日以降開始される事業年度の移転価格関連文書の開示要件が大幅に変更される。その枠組みの概要は以下のとおりである。

グループの前年(2015年度)連結売上が750百万ユーロ以上、かつ下記ローカルファイルが要請されるケースでCbCファイルが要請される。親会社が自国の税務当局へそれを提出することを認めている。スペイン税務当局が租税条約に基づく情報交換ができない場合、また親会社のある該当国がCbCを導入していない場合、スペイン子会社にCbC提出義務が発生する。グループの連結売上が45百万ユーロ以上かつローカルファイルが要請されるケースでマスターファイルが要請され、グループの連結売上が45百万ユーロ未満で関連会社間取引に25万ユーロ以上の年間取引がある場合、ローカルファイルが要請される。

マスターファイル

総括:グループの組織、法的、事業ストラクチャーの総括

グループの活動

- グループが事業活動を行う市場の説明
- ・ グループの総収益の10%超の有形財・サービスに関するバリューチェーンと関連する収益源
- グループ関連会社の機能、リスクおよび資産の総括
- グループが採用する移転価格政策の説明
- 組織再編や企業買収、資産のライセンス

無形資産

- R&D戦略、無形資産のライセンス、 無形資産の所有者
- 会社間取引高

資金

- グループの資金調達源の概要
- 会社間の資金調達活動に参加する関連会社の識別
- 债券発行国
- 会社間資金調達に適用される移転価格政策の説明

財務諸表

グループの連結財務諸表および事前合意制度(APA)適用のリスト

ローカルファイル

納税者情報:

- 組織図を含む組織・経営ストラクチャーと、スペイン関連会社の企業報告で連結される 関連会社のリスト
- ・ 事業活動および戦略だけでなく、組織再編、重要な無形資産取引に関る関連情報
- 競合他社の情報

関連会社間取引の情報

- 関連会社間取引の概要、特徴および取引高
- 納税者との関連会社間取引に参加する取引相手の情報
- 機能分析および比較可能性分析
- 採用する移転価格算定方法
- 関連会社間のサービスチャージ算定に使用される費用配分の要因
- 既に合意された事前合意制度(APA)

財務データ・経済データ

- 財務諸表
- 移転価格算定方法を適用するために使用した財務データと年次財務諸表との関係
- 経済分析の比較対象に使用された財務データ

移転価格文書は、税務調査などの際に税務当局の要請があってから14日以内で提出が必要。

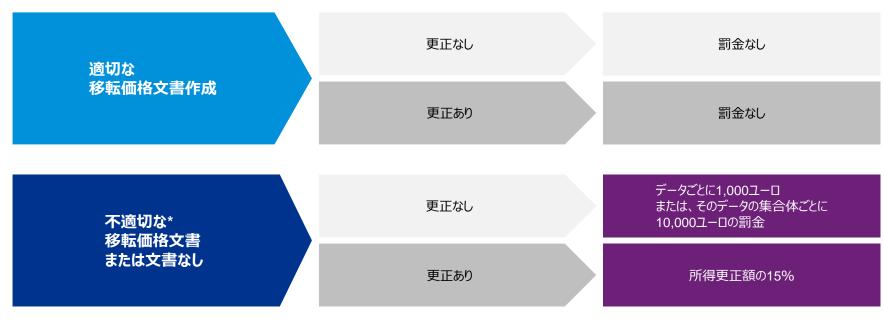
さらに法人税申告書には関係会社間取引にかかわる概要の情報の記載も要請され、作成文書の「データ根拠」にも充分配慮することが必至。



スペインの税法 その他特別税制 2:移転価格税制 (3/3)

移転価格文書化義務に関わる罰則規定

文書の作成と保管に対する義務、並びにこれらのデータの信憑性の立証義務について、義務不履行または虚実データが判明した場合には、 下表の罰金の他、遅延金利、みなし法人税などが課せられる。加えて、課税対象<u>所得に対する更正額の15%が</u>罰金として課され、悪質な場合には重加算税も課されることになるため、充分な注意を要する。本規定の要約を図表化する。



^{*}情報の不足、不正確、虚偽、または法人税申告書と移転価格文書の評価の不一致

スペインの税法付加価値税

付加価値税: IVA (Impuesto sobre el Valor Añadido) は間接税であり、 法人や自営業者・専門家は仮受IVAから仮払IVA を控除し納税する。

課税取引

- □ 物品の供給
- □ EU加盟国からの輸入
- □ 輸入取引(EU加盟国以外から)
- □ サービスの提供

標準課税率: 21%

軽減税率: 10%

- □ アルコール飲料を除く食品
- □水
- □ ペット・家畜向け医薬品
- □ 新築住居の売買
- □ 以下のようなサービス
 - タクシー
 - ホテル
 - レストラン

特別軽減税率: 4%

- □ パン、小麦粉、ミルク、チーズ、卵、果物、 野菜
- □ 医薬品
- □ 書籍、新聞、雑誌
- □ 体の不自由な人向け車両、人工器官

スペインの税法 個人所得税

個人所得税: IRPF (Impuesto sobre la Renta de las Personas Físicas)

納税義務のある個人

- □ スペインに主として居住する個人。
- □ 主として居住するとは:
 - 暦年中に183日を越えてスペインに滞在すること。
 - 個人の主たる事業活動の拠点がスペインにある場合。

課税所得

全世界所得およびキャピタルゲイン。

課税方法

□ 累進課税率(州により異なる、0 - 48%)を、課税所得から種々の控除額を差し引いた課税対象所得に適用。(州により異なる場合がある)。

個人所得税特別税制:派遣社員の非居住者扱い

海外からスペインに派遣される駐在員は以下のおもな条件を満たせば、非居住者としての税務上取扱を申請できる。

- □ 所得税率は、その所得60万ユーロまで 24%、それ以上は45%(日西社会保障協定の発効により、スペイン社会保険料免除の適用ができれば重要なコストダウン)。
 - 今回の駐在からさかのぼり過去10年スペイン駐在歴がない。
 - 25%未満の個人出資(企業のオーナーと考えられる場合は適用外となる)。
 - スポーツ選手除く。
 - 駐在開始から一定期間内に、当該特別税制適用を申請すること。



スペインの税法 その他地方税など

取引税: ITP (Impuesto sobre Transmisiones Patrimoniales)

取引税には、以下の3種類がある。

不動産取引税

本税は不動産売買を行なった際に課税されるもので、その税率は2 – 10%である。ただし、付加価値税 (IVA) の納税申告義務者の場合には、条件がそろえば本税ITP 2 – 10% もしくはIVA 21%のいずれかを選択納付することができる。ITPの場合、その他の税金と相殺することが許されていないため、法人の場合は相殺控除が可能なIVAを選択するケースが多い。

資本税

会社設立、増減資、合併、資本構成の変更、清算など、会社資本金の移動に対して課税されるもので、その税率は1%である(現在2010年12月以降、会社設立、投資、会社継続のための増資などは免税措置がとられている)。

印紙税

公正証書、商取引文書、官公庁提出書類、司法関係文書などには印紙税が課税される。印紙税額については、その税率表に従う。

関税

イントラ・コミュニティー取引(EU諸国間取引)については関税は免税であるが、EU諸国外取引については輸入関税が課せられる。輸入関税率については、品目別・原産国別関税率表に従うこととなる。

地方税

主な地方税には事業税、固定資産税(不動産税)、建設設置工事税などの他、地方によっては下水設備使用、ゴミ回収等の公共施設の使用に対する地方税がある。



1. 労働法令の枠組みと労働契約

労働法令の枠組み

- □ スペイン憲法:一般原則、および、労働に関る基本的権利(労働組合の自由、ストライキの権利、労働の権利、集団労働交渉、企業活動の自由など)。
- □ 労働者憲章 (ET):労働契約および会社内の集団関係に関する法的枠組みを含む。
- □ 集団協約:特定の分野における雇用条件の規則(企業、地理的領域規模での業種別等)。
- □ 労働契約:特定の労働条件の適用を定める雇用主と被雇用者間の合意。
- □ 労働法を経済的・社会的状況に適合させるための諸法律: 特に、法律3/2012労働市場改革のための緊急措置。

労働契約

概念:雇用主の指揮・管理の範囲内で、被雇用者が経済的報酬と引き換えに個人的サービスを提供するための、雇用主と被雇用者間の合意

- □ 労働関係を規定する主な雇用条件を含む。
- □ 労働者憲章および集団協約が定める最低限の法的条件を遵守する義務。

契約のタイプ: 契約期間による区別:

- □ 無期雇用契約:永久的に結ばれる契約。
- □ 有期雇用契約:契約が失効する特定の時点を有する契約。

有期雇用契約

- 無期雇用契約の一般規則の例外。
- □ 有期契約しなければならない具体的な事由が実際に生ずる場合のみ可能。
- □ タイプ: a) 特定のプロジェクト、独立した仕事・サービスを行うための契約。
 - b) 市場情勢、仕事の蓄積、受注過剰をカバーするための契約。
 - c) 労働ポストに復帰する権利を有する被雇用者の休職中の代行契約。
- □ 上記 a) およびb) タイプの契約終了時に退職金支給。



スペインの労働法 2. 労働契約の主な内容

試用期間

- □ 試用期間中は: a) 雇用主は被雇用者の能力を評価する。
 - b) 雇用主・被雇用者共に(i) 理由なしに(ii) 事前通知なしに(iii) 解雇金を支払うことなく、自由に契約を終了することができる。
- □ 試用期間の継続期間は集団協約の規定に準ずる。集団協約・その他特別な規定が存在しない場合は最長:
 - a) 有資格技術者:6ヵ月
 - b) その他の労働者: 2ヵ月
- □ 被雇用者が過去の契約により既にサービスを提供したことのある場合は、試用期間は設定できない。

労働時間

- □ 労働時間の上限: a) 集団協約で合意の上限。
 - b) 一般的には、週当たり実働40時間。
- □ 時間外: 通常労働時間の上限を超える時間(年間80時間を上限とする)。
- □ 公休日(年14日)、休暇期間(30日間)、有給休暇(結婚、授乳、出産など)。
- □ 労働時間の短縮(12歳未満の子供や介護が必要な家族の世話など)。

賃金と給料

- □ 政府の定める2018年の職業間最低賃金は735.90ユーロ/月である。
- □ しかし、職級ごとの最低賃金は通常、集団協約により定めらている。
- □ 給料の支払は1ヵ月以上間をあけてはいけない。
- □ 年間で少なくとも2回 (クリスマスと集団協約が規定する日) の特別給与を支給しなければならない。



3. 労働契約内容の変更、雇用契約の終了

224	科 夕	ルへ	手画	+>亦 击
יככ	"别宋	ナツ	里安	な変更

- □ 雇用契約の有効期間中に雇用主は被雇用者の労働条件(労働時間、勤務時間割、給料、職務、その他)に重要な変更を加えることができる。
- □ 労働条件の重要な変更は、明白な経済的、技術的、組織上または生産上の理由が存在する場合に限る。
- □ 法的手続の履行:
 - a) 個人の労働条件変更:15日前までに書面で通知
 - b) 集団の労働条件変更:15日間の従業員の法的代表者との協議期間
- □ 労働条件の重要な変更に際し、被雇用者は解雇金を受給して労働契約を解消する方法を選択できる場合もある。
- □ 被雇用者または従業員の法的代表者は雇用主の決定に対し訴訟を起こすことができる。

雇用契約の終了の諸事由

П	当事者双方の合意	П	被雇用者の引退
_	コサロベハツロ忌		似作用行りごと

- □ 合意契約期間の失効(有期雇用契約の場合) □ 雇用主の死亡または引退
- 被雇用者の辞職■ 解雇
- □ 被雇用者の死亡あるいは、重要・完全または永久的な労働不能

解雇

- □ 雇用主が労働契約を終了させるには、大きく次の3つの場合の解雇がある:
 - a)集団解雇
 - b) 個人の客観的解雇
 - c) 懲戒解雇



4. 雇用契約の終了 - 解雇 (1/2)

解雇

集団解雇

- □ 経済的、技術的、組織上または生産上の理由に基づく労働契約の消滅で、 少なくとも以下の従業員数がその影響を被るもの:
 - a) 全員: 企業活動の全面的停止の結果として従業員5人以上が影響を受ける 場合
 - b) 従業員数100人未満の会社で10人
 - c) 従業員数100~300人の会社の全従業員数の10%
 - d) 従業員数300人以上の会社で、30人以上
- □ 法的手続遂行の義務(厳守):
 - a) 従業員の法的代表者/組合/この協議のために選出された従業員 委員会との協議期間(15日、30日)
 - b)必要な法的書類の準備・提示
 - c) 解雇について行政機関の承認を取得する法的義務の消滅: 雇用主の最終的かつ一方的な決定
 - d) 解雇金支給義務 (賃金20日分 x 勤続年数、12ヵ月分を上限とする) および、15日前までに通知
 - e) その他の義務: 誠意ある交渉、再就職斡旋プラン、不当な扱いのないこと、国庫への寄付、 社会保障との合意

個人の客観的解雇

- □ 次の理由に基づく:
 - a) 雇用後に、被雇用者の(それまで予測されなかった)不適合が判明
 - b) 被雇用者の職位の変更への適応不能
 - c) 経済的、技術的、組織上あるいは生産上の理由で、集団解雇実施とならない 従業員数の場合
 - d) 断続的な欠勤(たとえ正当化されるものでも)
- □ 厳守すべき手続:
 - a) 客観的解雇の理由を具体的に説明した解雇通知書(書面)による解雇 告知
 - b) 15日前までに通知
 - c) 解雇金(賃金20日分×勤続年数、12ヵ月分を上限とする)は、 被雇用者に解雇通知書を引渡す日に支払可能であること
 - d) 解雇通知書の写しは、従業員の法的代表者に受け渡されること

4. 雇用契約の終了 - 解雇 (2/2)

解雇

懲戒解雇

- □ 次のような、被雇用者の重大かつ犯罪的な契約違反による:
 - a) 正当化されない欠勤や遅刻の繰り返し
 - b) 職場における規律違反、不服従
 - c) 雇用主に対する口頭または肉体的侮辱行為
 - d) 契約上の善意の違反、背信
 - e) 通常または取り決められた労働における継続的および意図的な能率低下
 - f) 薬物やアルコールの常習的乱用による仕事への悪影響
 - g) 人種・民族、宗教または信条、障がい、年齢または性的傾向を理由とするハラスメント

□ 厳守すべき手続:

- a) 具体的な解雇理由と解雇の発生期日を記した書面による解雇通知
- b) 従業員の法的代表者が解雇される場合は、当事者全員が聴取される
- c)集団協約にその他追加の手続が定められる場合もある



4. 雇用契約の終了 - 解雇の法的判定

解雇の法的判定

- □ 解雇された被雇用者は、雇用主の決定に対し司法に異議を申し立てることができる(集団解雇、個人の客観的解雇および懲戒解雇のいずれの場合も)。
- □ 公的仲裁・調停・和解機関を前にしての調停聴取は、まず初めに双方間で合意に至るのを目標に行う。
- □ これに加え、従業員の法的代表者は、共同訴訟により会社を訴え、雇用主の集団解雇の決定に異議を申し立てることもできる。
- □ 裁判所は解雇について次の3カテゴリーのいずれかに宣告する:
 - a) **正当**(合法):解雇の妥当性を立証
 - b) **不当**(法的な解雇理由の不在、または、手続が正しく行われていない): 雇用主は次のいずれかを選択できる:
 - 被雇用者を復職させる(訴訟期間の賃金支給)
 - 解雇金(賃金33日分x勤続年数、最高24ヵ月分まで)を支払って雇用契約を終了させる (労働改革法発行以前に署名された契約書のための特別規定)
 - 被雇用者の法的代表者が解雇された場合は、選択は被雇用者側にある
 - c) 無効: (i) あらゆる種の不当な扱いによる解雇、(ii) 被雇用者の基本的権利を侵害する解雇、または、
 - (iii) 理由を立証せず、法律によって保護される特別な状態での解雇 (妊娠、産休中の被雇用者など) が実施された場合

無効と判断された場合、雇用主は直ちに被雇用者を復職させ、訴訟期間中の賃金を支払わなければならない。





Part 3 欧州地域Update 2018 / 9月



各国のIFRSの導入状況 スペイン基準とIFRSの差異

各国のIFRSの導入状況 (1/2)

			イギリス	ドイツ	フランス	オランダ	イタリア	ベルギー	ルクセンブルグ	スペイン
	1 48 0 41	連結	強制**	強制**						
会	上場会社	個別	容認	-	-	容認	強制	-	容認	-
計	非上場 会社	連結	容認	容認						
		個別	容認	-	-	容認	容認	-	容認	-
	税務		容認	-	-	容認*	容認*	-	*2	-

^{**}EU株式市場に上場している外国企業は、欧州委員会がFRSと同等と認める会計基準(例:米国基準、日本基準)を適用している場合を除き、IFRSの適用が必須(次頁も同様)。

フランス

非上場会社の場合は、IFRSとフランス会計基準の選択適用が可能。

オランダ

税務申告書には、税法基準による貸借対照表および損益計算書を作成し添付しなければならない。

イタリア

IFRS及びイタリア会計基準の適用可否は、会計上の取り扱いに準拠する。

ルクセンブルグ

*2 法人所得税の計算基礎となる税務貸借対照表は、現在、ルクセンブルグ会計基準に基づく会計上の貸借対照表から作成される。しかし、税務当局は、IFRSに準拠した税務貸借対照表を認めることがある。このことは、会社にとっての柔軟性やコスト効率を高めることになる。

スペイン

上場会社が連結財務諸表を作成していない場合、スペイン会計基準に基づく財務諸表の開示に加え、IFRSを適用した場合の影響の開示が必要。



各国のIFRSの導入状況 (2/2)

			アイルランド	ハンガリー	チェコ	ポーランド	トルコ	ロシア	UAE	南アフリカ
	1 18 0 1	連結	強制**	強制**	強制**	強制**	強制**	強制**	強制**	強制**
会	上場会社	個別	容認	強制*1	強制	容認	強制	強制	*1	強制
計	非上場 会社	連結	容認	容認	容認	-	強制	*1	*2	強制*
		個別	容認	容認*1	容認	-	強制*1	*2	*1	強制*
	税務		容認	-	-	-	-	-	-	強制*

ハンガリー

*1 上場企業は2017年1月1日から強制適用、親会社への報告にIFRSを採用する企業および会計監査の対象となる企業は2017年1月1日から任意適用がが可。

チェコ

非上場会社の個別財務諸表に対するIFRSの適用が容認されるのは、当該会社の親会社が上場会社の場合、又は親会社がIFRSに準拠し連結財務諸表を作成することを選択した場合に限られる。

トルコ

上場企業、金融機関、保険会社にはIFRSが強制適用される。

*1 その他の会社については、一定要件を満たした企業のみがIFRSの強制適用の対象となる。

ロシア

IFRSに関する法律が2010年度に導入され、上場会社はIFRSに基づく連結財務諸表の作成が義務付けられている。

- *1 金融機関および保険会社 (一定の例外規定あり) にはIFRSが強制。 その他の会社は、法令や定款により連結財務諸表の作成が求められているかによる。
- *2 保険会社にはIFRSの適用が強制(一定の例外規定あり)。

UAE

- *1 会社法による財務諸表の作成は要求されていないが、作成する場合には、法律による規定はないもののIFRSの適用が事実上求められる。
- *2 UAE内における多くの法的管轄地域において、連結財務諸表の作成およびIFRSの適用が求められている。

南アフリカ

2012年12月1日以後開始する事業年度より、南アフリカ会計基準が廃止されその適用が中止された。会社は、IFRSもしくは中小企業版IFRSに準拠した財務諸表を作成する必要がある。



各国の会計基準とIFRSとの主要な差異スペイン(1/2)

2008年1月1日以降開始の会計年度に適用されるスペインGAAPの改正があった。すでに義務化されている上場企業の国際財務報告基準(IFRS)ベースでの財務情報との比較の可能性を高め、IFRSへの協調をめざしたもの。IFRSに準じた財務諸表項目の認識・測定を導く会計概念のフレームワークを採用したことが注目される。ただし、この新基準とIFRSが同等とは表明されておらず、例えば以下のような差異がある。

Ц	」固定資産は取得原価により評価され、公止価格による再評価セテルは適用できない。	
	】研究費用は要件をクリアすれば資産化が可能、5年以内に償却要。開発費用はIAS38ほど厳格ではないが、一	定条件で資産化する。

- □ 返済不要の政府補助金の資本項目への区分。
- □ 企業結合において非支配持分に対するのれんの総額認識はできない。
- □ IFRS 10.11.12 新 IAS 27で、2013年に導入された連結規則には、スペイン基準は準拠していない。2012年以前の IFRSに準拠。
- □ 2016年1月1日以降に始まる会計年度から、のれんおよび無形資産は10年で償却されることになった。(反証可能な推定)



各国の会計基準とIFRSとの主要な差異 スペイン (2/2)

- □ IFRS 15「顧客との契約からの収益」 における主要な差異は以下のとおりだが、ここに提示した以外にも発生しうるので分析が必要。
 - IFRS 15での収益の発生のタイミングに差異がある。財やサービの単位の区別、収益の分解で違いがおきうる。
 - 進行中の契約の測定方法に差異がある。納品単位による方法はIFRS 15で認められない。
 - 変動対価 値引き、割り戻し、返金、与信、インセンティブ、ボーナス、偶発債務はIFRS15では特定の方法で見積もられるので、差異がありうる。
 - スペイン基準では、収益が信頼性を持って見積られる場合にのみ認識されるので、結果に不確実性があれば収益認識ができない。一方IFRS15では認識を排除するのではなく 制限する。
 - IFRS 15 ではライセンス付与による収益についてガイドラインを定めており、一時認識かライセンス期間にわたる認識か決定するため、スペイン基準と異なる可能性がある。
 - 契約の取得あるいはそれを履行する費用について、その資産化について取り扱いが違う。
 - スペイン基準では顧客の権利不行使(breakage)の場合のガイドラインをもうけていない。 IFRS 15 においては、顧客に償還されない金額については、顧客が要請し、それへの対応義務可能性が低いという証拠を入手し、支払われることがないと結論すれば収益認識すべきとしているため、スペイン基準と認識のタイミングが異なる可能性がある。
 - 注: スペインの会計基準作成主体が、IFRS 15に類似した基準の作成中であるがドラフトは公開されていない。
- □ IFRS 9「金融商品」との主要な差異は以下のとおり。
 - スペイン基準では金融商品を、満期保有投資、貸付金および債権、損益を通じて公正価値で測定される金融商品(FVTPL)、売却可能金融資産の4つに分類し、その測定方法がきまる。IFRS 9ではその測定カテゴリーを、償却減価、その他包括利益を通じての公正価値(FVOCI)、損益を通じて公正価値で測定される金融商品(FVTPL)の3つでおこなう。
 - スペイン基準では金融資産の分類はそれぞれ特定の定義があるが、IFRS 9では契約上キャッシュフローの特性と、金融資産を取り扱うビジネスモデルにより分類される。
 - スペイン基準では市場価格のない持分金融商品から派生するデリバティブは、公正価格が信頼性を持って測定できない場合、原価評価する。IFRS 9ではこの例外はなく、すべてのデリバティブは(FVTPL)として測定される。
 - スペイン基準では市場価格のない持分金融商品は、公正価格が信頼性を持って測定できない場合、原価評価する。IFRS 9では株式投資は公正価格で測定される。
 - スペイン基準では減損の測定モデルは、過去発生した損失データにもとづく。IFRS 9では金融商品の減損モデルは、期待される損失に基づく。
 - 個別財務諸表上、関係会社、関連会社への投資は原価あるいは持分法で測定される。スペイン基準では個別財務諸表では持分法はみとめられない。





主要税制比較

主要税制比較 (1/3)

2018年4月	1日現在	イギリス	ドイツ	オランダ	
法人税実効税率		19.00% (注1)	29.79% (注6)	25.00%(注13)	
連結納税制	制度	あり (注2)	あり(注7)	あり	
配当課税		100%免税	95%免税 (下記及び注9)	100%免税	
株式譲渡指		100%免税 (注3)	95%免税	100%免税	
持株割合要	要件	10%(注3)	配当:10% (注8) 株式譲渡損益:なし	5%	
 保有期間要件		1年(注3)	なし	なし	
	国内法	0%	26.375%(注9)	0/15%(注14)	
配当 源泉税率	日本との租税条約	0%	0%(注10)	0%(注15)	
	EU域内	0% (注4)	0%(注11)	0%	
	国内法	0/20%(注5)	0%	0%	
利子 源泉税率	日本との租税条約	0%	0%	0%	
	EU域内	0% (注4)	0%	0%	
	国内法	20%	15.83%	0%	
使用料 源泉税率	日本との租税条約	0%	0% (注10)	0%	
	EU域内	0% (注4)	0%(注12)	0%	
支払利息の 損金算入制限規定		移転価格、アンチハイブリバ ルール、許容されない目的ルー ル、法人税支払利息損金算 入制限	過大支払利子税制 営業税計算において利息額 の25%を損金不算入	税源侵食防止条項 資本参加目的の資金調 達から生じる支払利息に ついての制限等(注 16)	
VAT標準移	之率	20%	19%	21%	

イギリス:

- (注1) 法人税率は2020年4月1日から17%へ減少。
- (注2) 当年度損失を他のグループ法人の当年度利益と相殺するためには、75%の資本関係が必要。2017年4月1日以降、50%使用制限が繰越欠損金により相殺される利益に対して適用されるが、5百万ポンド(グループリノにおけるグループ内の企業に割当てられる)までは当該制限は適用されない。2017年4月1日以降に生じる欠損金に関しては、一定の制限はあるものの、より柔軟に使用することができる。
- (注3) 株式を処分する会社が、10%以上の株式を売却前6年内において、12ヵ月以上継続保 有していることが必要。以前は売却前24ヵ月内であったが、6年内に延長されている。なお、 2017年4月1日から投資グループに対する事業基準が廃止されている。
- (注4)条件が満たされた場合のEU会社間の配当、利息及びロイヤルティに係る源泉税は0%である。 英国がEUから離脱(2019年3月29日)した後には、当該免税を享受できず、源泉税率 は租税条約のもとで決定されるかもしれない。当該免税はEU離脱の移行期間の末 (2020年12月31日)まで享受できる可能性がある。
- (注5) 非居住者に対して支払われる短期借入金(通常1年未満)に係る支払利息については、源泉税は課税されない。

ドイツ:

- (注6) 法人税率の算定結果は、営業収益税(地方税)率に応じ大きぐ変動するが、本表では営業収益税の税率に全国平均の税率を用いた結果を掲記している。実効税率(法人税、営業税及び連帯付加税)は概ね22.83%~36.83%となる。
- (注7) 親子法人間で5年以上の損益移転契約が必要。
- (注8) 最低持分要件10%は事業年度開始時において充足されている必要がある。
- (注9) 10%以上の持分を有する株主に対する配当金は95%が当該税率の非課税取引とし得る。
- (注10) 2017年から適用されたの新日独租税協定の取り扱いにおける税率。
- (注11) ポートフォーリオ投資に係る配当(事業年度開始時において10%未満持分)については、配当課税及び配当源泉税の課税対象。
- (注12) 25%以上の最低持分要件あり。

オランダ:

- (注13) 法人税実効税率の引き下げが公表されている。(2019年には24%、2020年には22.5%、2021年には21%まで引き下げる予定)
- (注14) 5%以上保有しており(保有期間の要件無し)、オランダと租税条約を締結している国の居住者である株主に対して配当を支払う場合には免税。
- (注15) 配当源泉税は持株 (議決権) 割合50%以上、かつ6月以上継続保有の場合は、 0%。(なお、国内法における要件の方が租税条約における要件よりも緩い(注14参 照))。
- (注16)様々な支払利息に対する損金算入制限あり。



主要税制比較 (2/3)

2018年4月1	日現在	ベルギー	ルクセンブルグ	アイルランド
法人税実効税率		29.58%(注17)	26.01%(注24)	12.50% (注28)
連結納税制	度	なし(会計年度 2020年度から導入 予定)	あり	なし (注29)
配当課税		95%免税	100%免税	国外配当は 免税なし (注30)
株式譲渡損	益課税	99.588%免税 (注18)	100%免税	100%免税
持株割合要件		10%又は 取得価額 €2.5M以上	10%又は 取得価額について、 配当は€1.2M以上、譲渡 益は6M以上	5%(注31)
保有期間要件		1年	12ヵ月	1年(注31)
	国内法	0/30%(注19)	0%/ 15%(注25)	0/20% (注32)
配当 源泉税率	日本との 租税条約	0/5/15% (注20)	5% (注26)	0%
	EU域内	0/30%(注21)	0%	0/20% (注32)
	国内法	0/30%(注22)	0%	0/20% (注32)
利子 源泉税率	日本との 租税条約	10%	0%	10%
	EU域内	0/30% (注23)	0%	0/20% (注32)
	国内法	30%	0%	20%
使用料 源泉税率	 日本との 租税条約	10%	10%	10%
	EU域内	0/30%(注23)	0%	0%/ 20% (注32)
支払利息の 損金算入制		過少資本税制	負債資本比率15/85 (注27)	原則的になし
VAT標準税		21%	3%/ 8%/ 14%/ 17%	23%

ベルギー:

- (注17) みなし利息控除制度(一定条件を満たす資本について、資本を借入とみなして利息に相当する金額を 課税所得から控除することが認められる制度)の利用により、名目上の法人税率33.99%から、実効税率 を下げることが可能。
 - みなし利息の適用利率は、申告年2017年は1.131%、申告年2018年は0.237% 法人税率は会計年度2018年から29.58%に、2020年から25%に減少予定。
- (注18) 課税要件(配当する会社がEU外にある場合、配当の原資が税率15%以上の課税対象となっている) および保有期間要件(1年以上継続保有)を両方満たす場合、0.412%
 - 課税要件を満たすが、保有期間要件を満たさない場合には、25.75%
 - 課税要件を満たさない場合には、33.99%
 - 会計年度2018年より、持株割合要件を満たす場合、株式譲渡益は非課税。
- (注19) 親会社が、EU域内または情報交換条項のある租税条約を結んだ国にあり、持株割合10%以上かつ、 1年以上継続保有の実績か、その意図がある場合には、0%
- (注20) 持株割合25%以上かつ、配当日直前の6ヵ月間保有していた場合には5%(国内法の要件を満たす場合は0%)
- (注21) 親会社がベルギー以外のEU圏内の国にあり、1年以上継続保有の実績か、その意図がある場合には、0%
- (注22) 適格持株会社(金融固定資産として所有している株式の取得価額が総資産価額の50%以上かつ、自 ら上場しているか、あるいは上場会社に直接または間接に50%以上保有されている会社) の支払利子に 対しては、0%
 - 適格金融子会社(ベルギーで設立された会社、あるいは外国会社のベルギー支店であり、資本関係のある企業グループの一部としてそのグループのためだけに金融サービスを提供しており、かつその純資産価値の10%以上の株式(取得価額)を保有していない)の支払利子に対しては、0%
- (注23) EU利息・ロイヤルティ指令の条件(1. 受益者は、EUの利息・ロイヤルティ指令の付属書で定められた 会社形態を持っている。 2.支払側と受益者は25%以上の資本関係があるか、EU域内において税制上の 居住会社となっている第三者が両社の25%以上の資本を所有している。 3.この資本関係は1年以上継続 しているかまたは継続する見込みである。)をすべて満たす場合には、0%

ルクセンブルグ:

- (注24) 2018年1月1日以降のルクセンブルク法人に対する実効税率。
- (注25) 国内法の源泉税免税制度が適用される場合、配当に対する源泉税率が通常15%から0%へと免税。
- (注26) 日本とルクセンブルクの租税条約の条件に該当する場合に適用。
- (注27) 負債資本比率を超過する支払利息は配当として再分類され、損金性が否認されることがある。比率は 実務慣行に基づく。 将来的にこの取り扱いがなくなる可能がある。

アイルランド:

- (注28) 事業所得の場合。非事業所得については25%。キャピタルゲインについては33%又は40%。
- (注29) ただし、グループリリーフ規定を適用可。
- (注30) 一定の税額控除はある。国内配当に関しては免税。
- (注31) 子会社がEU/租税条約締結国の居住者であり、子会社もしくは企業グループが事業実態上の要件を満たす等の条件あり。
- (注32) EU域内/租税条約締結国の居住者から支払われるもので、一定の要件を満たす場合に0%となる。



主要税制比較 (3/3)

2018年4月1日現在		フランス	スペイン	イタリア	
法人税実效	 加税率	33.1/3% (注33)	25%	27.9%	
連結納税制度		あり	あり(注37)	あり	
 配当課税		95% or 99% 免税 (注34)	100%免税	95%免税	
株式譲渡損	益課税	88%免税	100%免税	95%免税 (注42)	
持株割合要	是件	5%	5% 又は 取得価額€20M以上	なし	
 保有期間要件		2年	1年	1年	
	国内法	30%	0%(注38)/19%	0/ 26%(注43)	
配当 源泉税率	日本との 租税条約	0/ 5/ 10% (注35)	10/ 15% (注39)	10/ 15%	
	EU域内	0%	0%	0%/ 1.2%	
	国内法	0%	19%	0/ 26%(注43)	
利子 源泉税率	日本との 租税条約	0/ 10% (注36)	10%	10%	
	EU域内	0%	0%	0/ 26%(注43)	
	国内法	33.1/3%	24%	0/ 22.5%(実効税率)	
使用料	日本との 租税条約	0%	10%	10%	
源泉税率	EU域内	0%	19% アイスランド・ノルウェーとEU諸国 / 0% (注40)	0/ 22.5%(実効税率)	
支払利息の 損金算入制限規定		過少資本税制等	過大支払利子税制 金融費用損金不算入(注41) グループ会社間の株式購入・資本 金・自己資本の出資を実行するた めのグループ内金融費用(融資 の経済的必然性が要)・企業担 保借り入れ買収の控除制限	過大支払利子損金不算入制度 みなし利息制度	
VAT標準移	·····································	20% (10%/5.5%/2.1%)	21%,10%, 4%	22%,10%,5%, 4%	

フランス:

- (注33) 売上が一定規模以上の企業には、法人税を課税標準とする社会貢献税3.3%が課される。なお、すべての企業を対象に、2022年までに法人税の税率が段階的に引下げられる。
- (注34) 99%の免税は連結納税グループもしくは税務グループのメンバーである在仏企業に課せられた条件を満たすEUの子会社からの配当に対して適用される。
- (注35) 持株割合10%以上、かつ6ヵ月以上継続保有の場合は5%。持株割合15%以上、かつ6ヵ月以上継続保有の場合は0%。
- (注36) 個人に対して支払われる一部の利息は10%。

スペイン:

- (注37) 債務超過でないことが要件。最低出資比率70%、スペイン上場 企業の子会社70%
- (注38) 外国株式会社レジーム適用の場合。
- (注39) 持株割合25%以上、かつ、配当に関わる事業年度終了前6か 月以上継続保有の場合は、10%。
- (注40) EU域内の関係会社への支払いは0%。
- (注41) 調整営業利益の30%を超える正味金融費用は損金不算入 (1Mユーロまでは控除可能)

イタリア:

- (注42) ブラックリスト国以外の国での商業目的であり、取得年度から投 資有価証券として資産計上されていることが要件。
- (注43) 2014年7月より源泉税率が20%から26%に変更された。



移転価格文書化制度の状況

移転価格文書化制度の状況 (1/2)

	イギリス	ドイツ	フランス	オランダ	イタリア	ベルギー	ルクセンブルグ	アイルランド
移転価格税制の有無	0	0	0	0	0	0	0	0
法令・政令による 文書化義務の有無	O (1)	0	0	(4)	N/A (6)	O (7)	(8)	0
文書化をしていなかった場合 の直接的なペナルティー	O (1) (*)	○ (2) (*)	(3)	(5)	N/A (6) (*)	O (7)	N/A	N/A

- (1) イギリス: CbCRは前年度750万ユーロを超える売上があるグループが対象となり、2016年1月1日以後開始事業年度分を提出する必要がある。CbCRの提出期限は適用される事業年度未後12ヵ月以内。CbCRの通知要件もある。(*) CbCR及び通知書を提出しない場合のペナルティは300~3,000ポンドであり、提出を継続的に行わないことに伴う日々のペナルティに加えて課される。マスターファイル及びローカルファイルに関しては、2017年8月に公表されたHMRCからのガイダンスでは、移転価格文書は独立企業間価格をサポートするために保持すべきであり、又、取引や関連するビジネスの規模や複雑性に比例させるべきであると言われている。 当該事項はアクションプラン13で述べられていることと同じものである。 HMRCはMFやLFを税務申告書と共に提出すること、及び、別途提出することを要求していないが、当該文書は税務調査において求められる。 税務申告書を提出するタイミングで、企業は移転価格がアームスレングスであることを証明できるように十分に準備する必要がある。 (*) 企業が当該文書を保持していない場合には3,000ポンドのペナルティ制度があるが、移転価格の枠組みの中では通常は当該ペナルティは課されない。 HMRCが移転価格の調整を行う場合に、企業側に不注意があったとされた時にはペナルティが課されることとなる。
- (2) ドイツ: 5,000ユーロ以上かつ、所得調整金額の5%~10%のサーチャージが課される。また、30日または60日の文書提示期限の遅延の場合のペナルティーは、最低で遅延1日あたり100ユーロ、最大で1百万ユーロ課される。
- (3) フランス: 調査官の請求に応じない、もしくは部分的にしか応じない場合、納税者は調査対象となった年度の各年につき、次のうち最も大きい額が罰則となる。 ①10,000ユーロ ②調査官の請求に応じず、移転価格文書が提出されない国外関連者間取引の取引金額の0.5% ③調査官の請求に応じず、移転価格文書が提出されない国外関連者間取引がフランスの一般租税法第57条により移転価格更正がなされた場合に課された追加の法人税額の5%
- (4) オランダ: CbCは連結売上750百万ユーロ以上の場合に必要で、期末日の翌日から12ヵ月以内に提出する必要がある。年次届出書(CbCRの提出法人を通知する届出書)はCbCRの提出法人の事業年度末までにオランダ税務当局へ提出する必要がある。MF&LFは連結売上50百万ユーロ以上の場合に必要で、法人税確定申告書の提出期限までに準備する必要がある。
- (5) オランダ: 故意にCbCの義務に反する場合、最高で820千ユーロの罰金若しくは刑事訴追。親会社による代理提出が可能。上述以外、移転価格の文書化要件(LF/MFを含む)が満たされていないことに対する直接的な罰則の適用はない。
- (6) イタリア: 文書化義務はないが、文書化を前提として税務調査が行われるため、実務的には事前に文書化を行うことが望ましい。 (*) 適切に文書化しておらず、かつ、更正により増差所得金額が発生した場合には、適切に文書化していた場合と比較して、増差所得金額に対してより重いペナルティーを課す規定が存在する。
- (7) ベルギー: 2016年1月1日以後に開始する事業年度より文書化が義務化された。2回目の違反より1,250~25,000ユーロの罰金が科せられる。
- (8) ルクセンブルグ: 2017年以降適用される新たな移転価格ルールが2016年末に公表された。 これらのルールは金融事業体にフォーカスしている。また、OECDにより発行されたBEPSアクションプランの一部が現地法の中で法制化された。文書化義務はあるものの、その複雑性はドイツなど諸外国と比べ、高くない。



移転価格文書化制度の状況 (2/2)

	スペイン	ハンガリー	チェコ	ポーランド	ロシア	トルコ	南アフリカ	UAE
移転価格税制の有無	0	0	0	0	0	0	0	N/A (17)
法令・政令による 文書化義務の有無	0	0	N/A (11)	0	0	0	N/A (15)	N/A (17)
文書化をしていなかった 場合 の直接的なペナルティー	(9)	O (10)	N/A	O (12)	O (13)	N/A (14)	N/A (16)	N/A (17)

(9) スペイン: データごとに1,000ユーロ、又はデータの集合体ごとに10,000ユーロ /個別情報の脱漏・誤謬・虚偽。 適切に文書化しておらず、かつ、更正により増差所得金額が発生した場合には、適切に文書化していた場合と比較して、増差所得金額に対してより重いペナルティーを課す規定が存在する。

(10)ハンガリー:取引あるいは契約ごとに2百万フォリント以下の罰金(文書化の不備が継続した場合、罰金はさらに高額になる)

(11)チェコ: 文書化義務はないが、文書化を前提として税務調査が行われるため、実務的には事前に文書化を行うことが望ましい。文書化することで、税務当局が移転価格が独立企業間価格原則に準拠していることを証明する必要がある。

(12)ポーランド: 期限内に文書提出不可の場合、税務当局の見積追加所得に対し50%のペナルティー税率適用

(13)ロシア: 移転価格税制の規制対象取引について、税務当局へ届出しなかった場合、5,000ルーブルが課せられる。また、移転価格税制に係る罰則金は、2016年度までは支払不足額の20%、2017年度以降は支払不足額の40%

(14)トルコ: 税務当局に文書の提出を求められた際に企業が提出できなかった場合に、ペナルティーが課される。

(15)南アフリカ: 1事業年度に国外関連会社間取引が1億ランド以上であると予想される納税者は、マスターファイルとローカルファイルを提出する必要がある。 この法律は、2016年1月1日以降に開始する事業年度に適用されることが提案されている。 国外関連会社間取引が1億ランド未満である場合、移転価格の文書化は必須ではないが、アームスレングス取引であることを示すための適切な文書の保持が強く推奨されている。

(16)南アフリカ:ペナルティーは前年の課税所得の金額に応じて決定される。

(17)UAE: 現在、UAEには移転価格の文書化要件はない。しかし、2018年5月にBEPS包括的枠組みに署名し、BEPS行動計画13の実施を約束したため、今後移転価格規制が導入される可能性がある。





Part 4 KPMGスペイン 日系企業支援体制

KPMGスペイン サービス概要

監査

職業規範性、品質および独立性はKPMGのメンバーファームが行う監査の基本方針です。KPMGの監査プロセスは、会社の事業の特徴や業績の概況に基づいた主要なリスク領域に焦点を当てることができるように設計され、KPMGのプロフェッショナルは財務情報を綿密に調査し、より効果的にリスクを把握できるよう訓練されています。

■ 商法監査・連結パッケージレビュー、IFRS・USGAAP基準監査

税務

海外に進出している日本企業にとって不可欠な、現地国税制へのコンプライアンスと将来を見据えた税務戦略の策定を、KPMGのグローバルなネットワークを 活かして、現地拠点と日本のKPMG税理士法人のリソースとを連携させてサービスを提供します。

□ 法人、M&A、商業取引、個人所得税に関る税務全般と節税プラン、税務調査の立会と交渉、移転価格税制、関税その他特別税制関連 等

法務

法人として義務のある法務全般、各種手続について幅広いサービスを提供します。労働法改正、労働市場改革法など新たな規制への対応をサポートします。

□ 法人の設立・清算手続・M&A、商業契約と登記関連、労働法関連全般、法人に関る係争問題の手続、未回収代金の債権回収手続、知的財産・IT関連・不動産関連 等

アドバイザリー

リスク戦略、財務関連の課題への取組み、そして業績を高めるための経営戦略の遂行を支援するために、広範囲にわたるリスク・アドバイザリー・サービスおよびフィナンシャル・アドバイザリー・サービスを提供しています。近年需要の高いITアドバイザリー・サービスも充実させ、新エネルギー分野については、法務および税務を含む多角的かつ総合的なアドバイザリー・サービスを提供する専門チームを設けています。

□ コンプライアンス、ポストディールサポートサービス (M&A後の統合サポート)、トランザクションサービス、コーポレートファイナンス (M&A関連、株式公開、MBOに関る財務アドバイス)、 企業再生 (特に資金面での現状把握と将来評価、集団解雇理由書の一部としての財務計画書策定支援)、フォレンジック (不正リスクマネジメント)、内部監査・リスクコンプライアンスサービス、ビジネスパフォーマンスサービス、ITアドバイザリーサービス、新エネルギー専門アドバイザリーサービス 等



KPMGスペイン GJP担当者コンタクト先



Jaime Muñoz Estrada ハイメ ムニョス エストゥラダ/パートナー 経営管理学士(マラガ大学) 1999年KPMGスペインに入所。

監査部門に2年間在籍の後、トランザクションサービスチームに加わる。スペイン国内外のクライアント、及びスペインの主な未公開株式投資会社を担当。2016年よりKPMGマドリード事務所のGJPリードパートナー。



Koichi lida 飯田 孝一/シニアマネジャー カタルーニャ公認会計士協会の会計基礎、商法コース終了 慶応大学卒 1997年KPMGバルセロナ事務所に入所。 会計、監査、税務ならびに法律問題などに関して、さまざまな業種の日系企業のサポートを行う。 また、GJPの紹介として、各種日本語のニューズレターの発行やセミナー開催も手がける。

KPMG Madrid

Torre de Cristal Paseo de la Castellana, 259C 28046 Madrid, Spain

T: +34 91 456 3400(代) F: +34 91 555 0132

Jaime Muñoz Estrada T: +34 91 456 3886 E: jmunozestrada@kpmg.es

Aya Matsubara (セクレタリー) T: +34 91 456 3432 (直) E: amatsubara@kpmg.es

KPMG Barcelona

Torre Realia Plaça d'Europa, 41-43 08908 L' Hospitalet de Llobregat (Barcelona), Spain

T: +34 93 253 2900 (代) F: +34 93 280 4916

Koichi lida

T: +34 93 253 2946 (直) E: kiida@kpmg.es



お問合せ先

KPMGスペイン グローバルジャパニーズプラクティス

飯田 孝一

バルセロナ事務所/シニアマネジャー

T: +34 93 253 2946 E: kiida@kpmg.es

松原 文

マドリッド事務所/セクレタリー

T: +34 91 456 3432

E: amatsubara@kpmg.es

www.kpmg.com/es

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2018 KPMG, S.A., sociedad anónima española y miembro de la red KPMG de firmas independientes, miembros de la red KPMG, afiliadas a KPMG International Cooperative ('KPMG International'), sociedad suiza. Todos los derechos reservados.